

令和7年つくば市議会定例会令和8年2月定例会議  
陳情文書表(その2)

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣旨
陳情7 第21号	2・19	東京都新宿区において顕 在化した事例を受けて、 政党機関紙の庁舎内勧誘 行為に関する早期の実態 把握と再発防止を求める 陳情	茨城県水戸市■■■■■■■■■■ ■■■ パワハラから職員を守る都道県 民の会 陳情代表 ■■■ ■ (前参議院 議員) 茨城県支部 ■■ ■■	別紙
陳情7 第22号	3・2	■■■■■■■■議員の、つ くば市議会議員として、 つくば市民としての義務 を果たすよう要望する陳 情書	千葉県流山市■■■■■■■■■■ ■ ■■■■■	別紙
陳情7 第23号	3・6	筑波山観光アクセスに係 る要望書	茨城県土浦市■■■■■■■■■■ ■ ■■■■■■■■ 関東鉄道株式会社 代表取締役社長 ■■■ ■ ほ か2名	別紙
陳情7 第24号	3・11	イラン情勢に関するエネ ルギー安定供給と外交的 解決を求める意見書の提 出に関する陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■■ ■■■■■	別紙
陳情7 第25号	3・13	生活保護問題を端緒とす るつくば市役所の組織的 問題の真相究明のため第 三者委員会を求める陳情	茨城県牛久市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■	別紙



陳情 7 第 21 号

令和 8 年 2 月 17 日

つくば市議会議長  
黒田 健祐 様

〒 [REDACTED]  
茨城県水戸市 [REDACTED]  
パワハラから職員を守る都道府県民の会  
陳情代表 [REDACTED] (前参議院議員 [REDACTED])  
茨城県支部 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]

東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

### <陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和 8 年 1 月現在で、全国で 104 自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で 57% にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職 132 人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2% が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち 64.3% が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の 50% が「やむを得ず購読した」と答えました（令和 7 年 8 月）。

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和 7 年 3 月、詳細は別添「討議資料」参照）。

さらに、茨城県内では、かすみがうら市で、市職員からの匿名投書で、「議会での報復を恐れ、意思に反して赤旗を購読させられている」という深刻な訴えが寄せられたことで、市は、

急遽、職員アンケートを実施したとの報道がありました（令和7年11月1日付）。アンケートでは、部課長級の実に88.2%（30人）が政党機関紙の勧誘を受け、さらに53.3%（16人）が圧力を感じていました。市はアンケートを重く受け止め、市庁舎等管理規則を見直し、庁舎内で職員に対して政党機関紙の購読を勧誘することを明確に禁止しています。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音や実情を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、貴議会として早急な確認をお願い申し上げます。

#### <陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の自由意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

《討議資料》

# 庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情採扱・実態調査あわせ全国104自治体  
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

これまで表面化していなかった職員達の声が  
アンケートを通じて明示されました——

令和8年1月作成

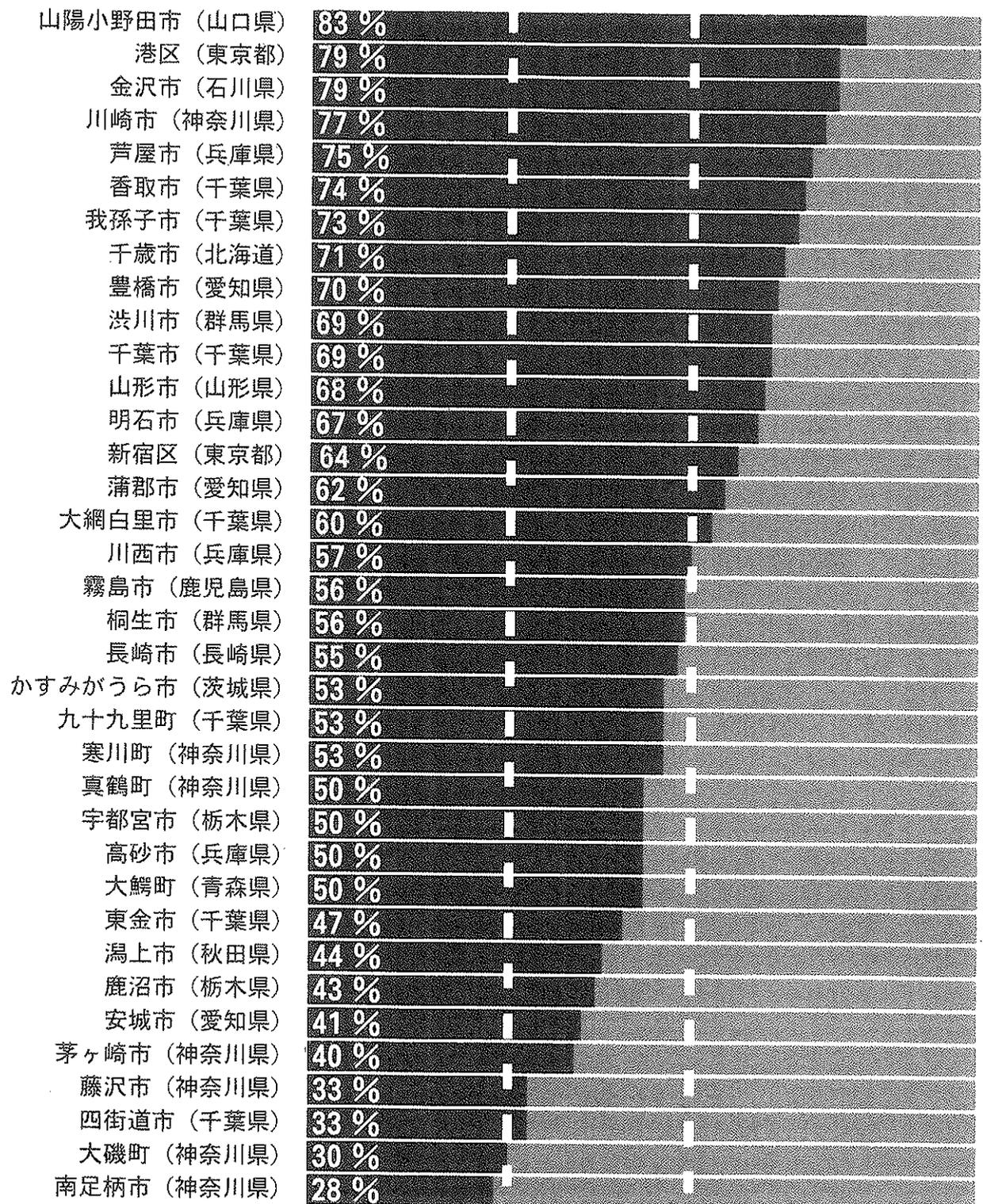
E-mail:

URL:

※本資料PDFは右QRコードから  
ダウンロード頂けます。

# 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合  
36自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」



総じて3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも36の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載しています。実際には、上記以外にもアンケートを実施した自治体があると思われます。

# 政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

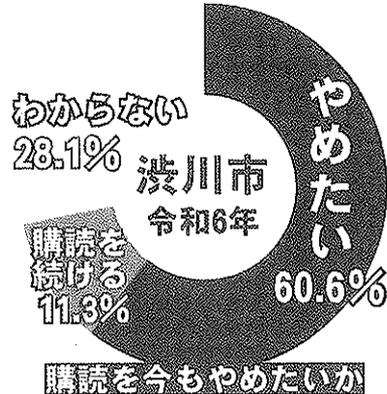
## 所沢市

### 職員の過半数「購読をやめたいが、議員に言えない」

## 渋川市



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。



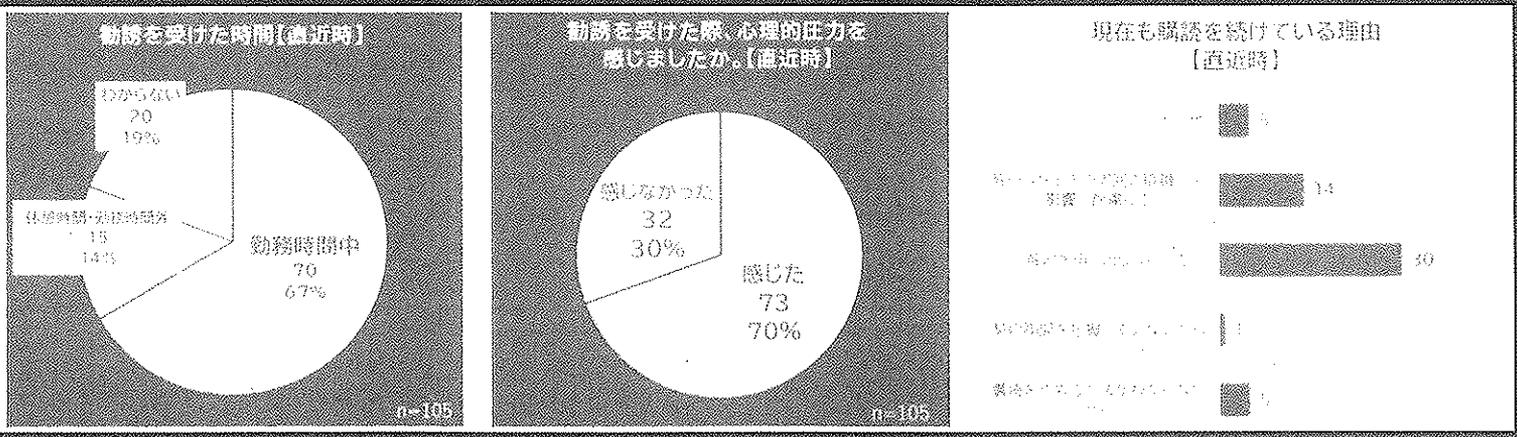
## 山形市

山形市で心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

## 千葉市

### 心理的圧力を受け、断れずに購読を続けている現状

千葉市で直近3年間で勧誘をうけて購読中の39人に理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらから」と答えるなど、自らの意思で購読している職員は一人もいなかった。



## 豊橋市

### 庁舎内で政党機関紙を勧誘するのは特定政党

	計	部長	次長	課長・室長	主幹	課長補佐・専門員
現在購読している	47	12	3	24	4	5
過去に購読していた	34	2	4	15	6	5
購読したことがない	262	1	4	44	42	165
計	343	15	11	83	51	175

すべて「しんぶん赤旗」を購読

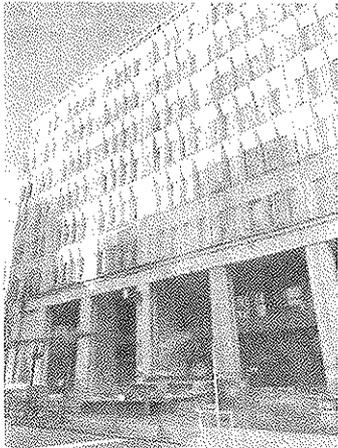
豊橋市（愛知県）が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、しんぶん赤旗、しんぶん労働新聞、しんぶん毎日、その他自由記述となっていた。

他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

新宿区の事例は、政党機関紙勧誘に関するアンケートを実施することで、実態を客観的に把握し、その結果を踏まえて行政として適切な対応が可能になることを示しています。報道では、[ ]の勧誘問題が取り上げられていますが、私たちは、アンケートは特定の政党に限定することなく、すべての政党を対象として公平・公正に実施されるべきものと考えます。

月曜日

【月ごめ定価300円・紙張基本定価361円・消費税230円】 部番91401円 <第三刷紙張確認済>



新宿区役所—9日、東京・歌舞伎町

# 区管理職が集団解約

## 新宿「望まぬ購読」、50人超

東京都新宿区の多数の管理職が共産党区議から  
の勧誘を断れず、党機関紙 [ ] を購  
読していた問題で、[ ]の購読継続を望まない50  
人以上の管理職が、区のサポートを受けて購読契  
約を解除したことが区への取材で分かった。さら  
に、職員への政党機関紙の勧誘や庁舎内での購読  
料の集金を行わないよう、区議会に要請したこと  
も判明した。 [ ] (写真も)

### 区、職員への勧誘中止訴え

区などによると、区役 区に申告するよう内部に向  
所庁舎内での政治活動や け通知を出した。その結  
物品販売は、庁舎管理規 果、同月22日までに50人  
則上、認められていない 以上の管理職が契約解除  
が、共産区議がそれに違 を申し出たという。購読  
反する形で、党機関紙の 契約を解除したい政党機  
赤旗の購読勧誘や集金を 関紙として名前が挙がっ  
庁舎内で行っていた。 たのは [ ] だけだった。  
区は昨年12月11日、政 区は管理職は132人  
党機関紙の購読契約を解 いるが、個別に契約を解  
除したい職員は、総務課 除したケースもあるとみ

られ、共産区議の勧誘を 氏名などを記入した用紙  
を受けて [ ] を購読して を共産区議団にまとめて  
いた管理職の実数は不明 提出。今年1月以降、区  
だとされる。 役所庁舎内の執務スベ  
区側は昨年12月下旬、 スへの配達はなくなら  
赤旗の購読契約解除を希 望する管理職が、自身の

昨年12月11日、政党機関 紙を巡り、①職員に対す  
る購読勧誘②庁舎内での た経験があり、このうち  
購読料の徴収③職員によ 64・3割が「心理的な庄  
重感による執務スペース 力を感じた」と回答。ま  
への配達④を行わないよ 50割が一やむを得ず購読  
う区議会に要請した。 した」と答えた。  
区議会は今年14日に各 区側はこの政党機関紙  
会派の幹事長会を開き、 が [ ] であることを  
区長の要請を受けて議会 区議会で明らかにし、  
としての対応を協議する 「職員による職員への行  
ことにしている。 為がハラスメントに発展  
新宿区が昨年8月、管 し得る構造的リスクがあ  
理職を対象に行ったハラ ー」として、  
ースメントに関するアンケ 職員個人で解約しづらい  
ート(132人中115 ケースを含め、対応策を  
人が回答)によると、85 検討していた。

令和8年1月12日 社会面

※両記事は産経新聞社の利用許諾に基づき掲載しています

令和7年10月30日社説

## 全国で実態調査し対策を

### 「押し売り」

共産党の地方議員が 自治体の庁舎内で、幹  
部職員らに同党の機関 紙 [ ] の  
購読を求める行為が横 行している。  
東京都新宿区では、 区は管理職の約8割が  
共産党区議から赤旗購 読の勧誘を受け、この  
うち6割以上が心理的 圧力を感じていたことが、区が  
実施した職員へのアンケ ートで  
分かった。

議員の立場を利用した押し売 りにも等しい行為で、看過でき  
ない。執拗な勧誘は他の自治体  
でも問題化しているが、氷山の  
一角だろう。共産党議員は執拗  
な勧誘をやめるべきだ。政府や  
全国の自治体は実態を調査し、  
対策を講じてもらいたい。

も、勧誘自体が心理的圧力につ  
ながることは否めない。  
しかも [ ] は共産党の最大の  
資金源である。同党の収入総額  
の約8割は購読料など機関紙関  
連事業で、それに自治体職員も  
協力させられているとなれば、  
政治的中立性を損なうことにも  
なる。

神奈川県鎌倉市は平成26年  
度、「職務の中立性」を理由に  
政党機関紙などの庁舎内での勧  
誘を禁止する規則を設けた。共  
産党市議らが長年にわたり赤旗  
の勧誘、集金を繰り返していた  
ことに対処するためだ。他の自  
治体も参考にしたい。

日本維新の会の [ ] 代表  
は20日、自民党と連立政権樹立  
で合意した際の会見で、政治資  
金の問題では企業団体献金と  
もに、 [ ] など政党機関紙の問  
題も協議する意向を示した。妥  
当であり、国会でも積極的に取  
り上げてもらいたい。

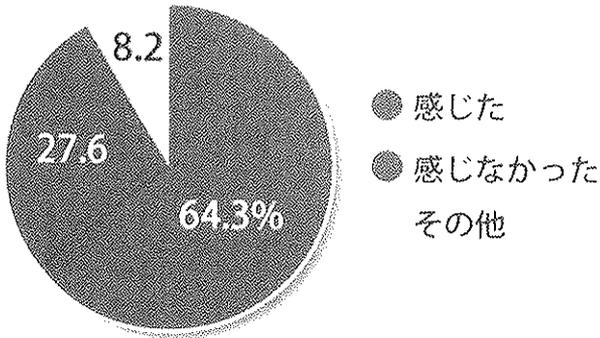
職員への政党機関紙勧誘問題は、 [ ] が報道しているほか、 [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ] の日刊紙、 [ ]、 [ ] の月刊誌等で広く指摘されています。特にX等のSNSでは、問題が報道される度に数百万インプレッションを記録しています。

# 新宿区

## 新宿区ハラスメントに関する職員アンケート（令和7年） 「課長は当然購読するもの」。暗黙のルールを押し付けられた。

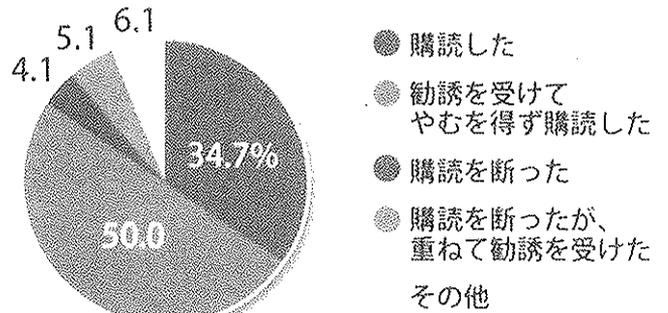
管理職115人が回答。アンケート実施を通して、共産党区議による政党機関紙の「押し売り」が横行していることが明らかになった。管理職 85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに勧誘を受けて50%が「やむを得ず購読した」と回答した。

### 勧誘を受けたとき、心理的圧力を感じたか



- ・「課長は当然購読するもの」という暗黙のルールがある、と言われていたように感じた。
- ・管理職は購読するものなのだと思っていた。義務的に感じていた。
- ・勧誘の言動に圧力は感じなかったが、勧誘自体に圧力を感じる。
- ・圧力は感じなかったが、良好な関係を構築するためには購読した方が良かったと思った。

### 勧誘を受け、その政党機関紙を購読したか



- ・頼んでもいないのに届けられ、請求に来た。
- ・回答をうやむやにした。しばらく政党機関紙が送りつけられたが、集金はなく、その後機関紙が送られなくなった。
- ・先輩管理職から、過去断ることができた人は1名のみと教わり、購読した方が無難だとアドバイスをもらった。
- ・その後日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している。

# 港区

## 政党機関紙の庁舎勧誘行為に関する職員アンケート（令和6年） 9割が勧誘を受け、8割が心理的圧力を受け、7割が購読した。

管理職67名が回答。61人（91%）が区議から勧誘を受けており、その際48人（78.7%）が心理的圧力を感じた。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言いだせず止められない」「購読を断ることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

### 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願 （令和6年3月採択）

#### 賛成した会派

自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

#### 反対した会派

共産党議員団  
港区れいわ新選組  
みなと政策会議

請願採択を踏まえアンケートを実施した

# 地方自治体で政党機関紙の実態調査が推進される背景

## パワハラ防止法による措置義務「事実確認を迅速かつ正確に」

パワーハラスメント防止法（労働施策総合推進法）および厚生労働省の指針により、地方公共団体を含むすべての事業主には、団体の規模や職場環境の如何を問わず、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じる義務が課されています。具体的には

- ▶ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ▶ 被害者に対する適切な配慮措置を行う
- ▶ 再発防止に向けた措置を講じる 等が求められています。

## 全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年12月現在  
157自治体が制定

### 柏市

千葉県柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくれた。

### 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 

## 近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考えられる。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定されるため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。

また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考えられる。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにしろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。これまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではなく、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

## 政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

全国

政党機関紙勧誘に「共通の傾向」がみられる。

役職者の新規任命時期の3月末から4月上旬に勧誘が集中。

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 契約書がなく、契約期間が定められておらず、辞めるきっかけがない。多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。
- ⑤ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

# 庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情採択及び実態調査を実施した全国計104自治体

北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千歳市</li> <li>■ 釧路市</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 九十九里町</li> <li>■ 我孫子市</li> <li>■ 習志野市</li> <li>■ 銚子市</li> <li>■ 勝浦市</li> <li>■ 流山市</li> <li>■ 神崎町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安城市</li> <li>■ 蒲郡市</li> <li>■ 豊橋市</li> <li>■ あま市</li> <li>■ 大治町</li> <li>■ 高浜市</li> <li>■ 豊明市</li> <li>■ 津島市</li> <li>■ 幸田町</li> </ul>	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外ヶ浜町</li> <li>■ 大鰐町</li> </ul>	千葉県		愛知県	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 滝沢市</li> </ul>				
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 湯沢市</li> <li>■ 北秋田市</li> <li>■ 潟上市</li> <li>■ 八郎潟町</li> <li>■ 八峰町</li> <li>■ 上小阿仁村</li> </ul>	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 港区 ※請願</li> <li>■ 新宿区</li> <li>■ 目黒区</li> <li>■ 板橋区</li> <li>■ 足立区</li> <li>■ 調布市</li> <li>■ 武蔵村山市</li> <li>■ 清瀬市</li> <li>■ 稲城市</li> <li>■ 立川市</li> </ul>	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 湖南市 ※決議</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山形市</li> <li>■ 寒河江市</li> </ul>			大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪狭山市</li> </ul>
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会津若松市</li> <li>■ 川俣町</li> <li>■ 北塩原村</li> </ul>			兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高砂市</li> <li>■ 明石市</li> <li>■ 芦屋市</li> <li>■ 川西市</li> <li>■ 西宮市</li> <li>■ 豊岡市</li> </ul>
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ かすみがうら市</li> </ul>			奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 田原本町</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宇都宮市</li> <li>■ 鹿沼市</li> <li>■ 壬生町</li> </ul>			岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総社市</li> <li>■ 美作市</li> <li>■ 吉備中央町</li> <li>■ 和気町</li> <li>■ 里庄町</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 桐生市</li> <li>■ 波川市</li> <li>■ 沼田市</li> <li>■ 甘楽町</li> </ul>	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 神奈川県</li> <li>■ 藤沢市</li> <li>■ 茅ヶ崎市</li> <li>■ 南足柄市</li> <li>■ 逗子市</li> <li>■ 真鶴町</li> <li>■ 寒川町</li> <li>■ 川崎市</li> <li>■ 鎌倉市</li> <li>■ 大磯町</li> <li>■ 綾瀬市</li> <li>■ 厚木市</li> <li>■ 大和市</li> <li>■ 伊勢原市</li> <li>■ 海老名市</li> <li>■ 座間市</li> <li>■ 鎌倉市</li> <li>■ 愛川町</li> <li>■ 松田町</li> <li>■ 清川村</li> </ul>	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山陽小野田市</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加須市</li> <li>■ 和光市</li> <li>■ 美里町</li> <li>■ 上里町</li> </ul>			長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長崎市</li> <li>■ 時津町</li> </ul>
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 千葉市</li> <li>■ 大網白里市</li> <li>■ 四街道市</li> <li>■ 東金市</li> <li>■ 香取市</li> <li>■ 山武市</li> </ul>	石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金沢市</li> </ul>	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 荒尾市</li> </ul>
		長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 岡谷市</li> </ul>	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 霧島市</li> <li>■ 指宿市</li> <li>■ 日置市</li> </ul>
		岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中津川市</li> </ul>		

黒＝陳情が採択された自治体  
 赤＝陳情採択されて調査を行った自治体  
 緑＝議員による一般質問や住民からの要望書などを受けて調査を行った自治体



陳情 第 22 号

2026年2月27日

つくば市議会議長

黒田健祐 様

議員の、つくば市議会議員として、

つくば市民としての義務を果たすよう要望する陳情書

陳情者 住所 千葉県流山市

氏名

連絡先

陳情趣旨

・ことは平成30年12月11日、当方の娘( )、に対し  
氏が殴る等の暴行を加えられた事件に遡ります。

この事件で、娘は約2週間の安静加療を要する顔面打撲・座礁の傷害を負わ  
せた行為にとどまらず、令和2年6月18日午前10時30分ごろから、同日  
午前11時ころまでの間、茨城県つくば市 所在の

方居室内において、娘に対し暴行を加え、1  
週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠

径部、右手、右肩及び胸部挫傷を負わせた事件がありました。

前科があると聞いていたので、このような悲劇を繰り返さないためにも、刑事事件にして有罪にしたかったです。

一方、XXXXXXXXXX氏は割賦購入できなかった状況でした。

それで、娘は身代わりとなり、娘名義で車を割賦購入し、その車をXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX氏が乗っていたという事情がありました。

また、任意保険に加入していなく、事故を起こされて賠償能力がなかった場合、こちらに責任が及ぶのを避けたいという背景もあり、車を取り戻すことを第一に考えざるを得ませんでした。

女性の裁判長からは、有罪になる可能性が高いので取り下げないほうが良いと言われましたが、やむなく示談にすることにしました。

示談内容として娘名義の車の引き渡しと、金100万円を振り込む等の内容で和解しました。

最初の示談金20万円はすぐに支払われました。残りを一括での支払いは無理とのことだったので、相談に乗ってあげました。

残りは令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り、20万円ずつ、令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り5万円ずつ、という条件でした。

しかし、示談金の振込はXXXXXXXXXX氏の保証人の兄弟からも次第に無くなり、弁護士の先生に相談し、払期日は令和7年3月末日とし再度督促をし

ていただきました。

その結果、たびたびの督促により令和7年1月21日に40万円支払われました。

しかし、期日までに全額支払われることはありませんでした。そのため、損害賠償請求事件の少額訴訟の審理の裁判を令和7年4月に入りすぐ依頼し、書類を作成していただきました。その後、弁護士の先生からは、訴状作成等の手付金の請求がありました。その金額は16万5千円でした。

のちに、令和7年5月17日に示談金の残額402,172円が振り込まれたとの連絡をいただきました。しかし、時すでに遅いです。

この内容では、当方に手付金の負担義務はありません。

このような背景がありましたので、つくば市議会議員として、つくば市民としての義務を果たすよう陳情する次第です。

資料として当時の示談書を資料として提出いたします。

#### 陳情事項

- ・直ちに損害賠償請求事件の少額訴訟手付金16万5千円の支払を求めます
- ・前回令和7年5月30日の陳情から何の連絡もなく時間が過ぎたことについて、つくば市議会議員としての文章での説明を求めます

## 示 談 書

■■■■■ (以下「甲」という。)、■■■■■ (以下「乙」という。)  
及び■■■■■ (以下「丙」という。)は、本日、以下のとおり合意した。

1 乙は、甲に対し、乙の甲に対する現在までの以下(1)及び(2)の暴行を含む全ての行為(以下「本件」という。)により、甲に多大な肉体的・精神的苦痛を与えたことを深く謝罪し、甲はこれを受け入れる。

(1) 乙が、令和2年6月18日午前10時30分ころから同日午前11時ころまでの間、茨城県つくば市■■■■■所在の■■■■■  
■■■■■乙方居室内において、甲に対し暴行を加え、甲に1週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷の傷害を負わせた行為

(2) 乙が、平成30年12月11日、甲に対し殴る等の暴行を加え、甲に約2週間の安静、加療を要する顔面打撲・挫傷の傷害を負わせた行為

2 乙は、甲に対し、本件の示談金として金100万円の支払義務があることを認める。

3 乙は、甲に対し、本日、前項の金員のうち金20万円を支払い、甲はこれを受領した。

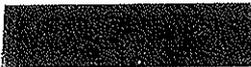
4 乙は、甲に対し、第2項の金員から前項の金員を控除した残額の金80万円を、次のとおり分割して、甲指定の下記口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。乙が当該支払を怠った場合には、乙は甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

(1) 令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り 20万円ずつ

(2) 令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り 5万円ずつ

記

■■■■■ 銀行 ■■■■■ 支店 ■■■■■ ■■■■■

- 5 丙は、甲に対し、乙の甲に対する第4項の債務を連帯保証する。丙は、甲代理人に対し、自己の勤務先の情報を提供し、令和3年2月末日までに勤務先が変更となった場合には、変更後の勤務先の情報を甲代理人に告知する。
- 6 乙は、甲に対し、本日、乙が所持する甲所有の自動車（、登録番号：、車台番号：。以下「本件自動車」という。）の鍵を交付し、甲はこれを受領した。乙は、本件自動車に関する所有権（持分）及びすべての請求権を放棄する。
- 7 甲は、乙に対し、本日、甲が所持する第1項(1)記載の乙方の鍵を交付し、乙はこれを受領した。
- 8 乙方内に存する甲の所有物につき、乙は、甲から令和2年7月末日までに物品を特定の上引渡しの要求がされた物品について、乙方内を確認の上、乙において見つけることができた物品を、同年8月15日までに郵便で甲代理人の住所宛に送ることとする。甲は、令和2年7月末日までに引渡しの要求をしなかった乙方内の甲の所有物については、所有権を放棄し、乙において処分されても異議を述べない。
- 9 乙は、乙が所持する甲に関するデータを全て消去し、今後、本示談書の履行のためその他のやむを得ない場合を除き、その意思に基づいて、甲及び甲の親族に接触せず、一切の連絡をとらないことを確約する。乙が本条に違反して甲に接触又は連絡を取った場合には、甲に対し、違約金として金300万円を支払う。
- 10 甲は、本件について、乙からの謝罪を受け入れ、乙の刑事処罰を求めない。甲は、乙に対する第1項(1)及び(2)の行為にかかる申告を含む一切の告訴及び被害届を取り下げ、今後、本件について告訴及び被害届の提出を行わない。
- 11 甲、乙及び丙は、甲乙間及び甲丙間に、本示談書のほか、それぞれ何らの債権債務関係が存しないことを確認する。

令和 2 年 7 月 20 日

(甲)

住所：

千葉県松戸市

氏名： 甲代理人

(乙)

住所：

千葉県松戸市

氏名：乙代理人弁護士

(丙)

住所： 茨城県かすみがら市

氏名：



陳情 7 第 23 号

つくば市

市議会議長 黒田 健祐 様

筑波山観光アクセスに係る要望書

関東鉄道株式会社

筑波観光鉄道株式会社

首都圏新都市鉄道株式会社

貴市におかれましては、第3次つくば市観光基本計画に基づき観光施策の推進を、真摯に取り組んでおられることに敬意を表します。

また、観光入込客数もコロナ禍で減少したものの、2023年（令和5年）には約393万人と、2019年（令和元年）の水準に回復しつつあり、茨城県内でも上位の人気を維持していることなど、貴市のご尽力にお礼を申し上げます。

私共、交通事業者といたしましても、つくば市への来訪者が増加するよう、より一層、貴市との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き利便性向上策の促進をお願い申し上げます。

つきましては、様々な課題があるのは存じておりますが、今後の貴市及び交通事業者の持続的発展とつくば市来訪者への利便性向上を図るため、以下の3点を要望いたしますので、貴市の見解等につきまして書面にてご教示いただきますようお願い申し上げます。

### (1) 筑波山シャトルバスの運行について

第3次つくば市観光基本計画で「特定の期間には大規模な交通渋滞、登山道の混雑が顕在化しています。このことを受け、周辺地域と一体となった渋滞、混雑の緩和対策を実施します。」と記載されております。

「筑波山交通渋滞対策及び登山道混雑緩和対策会議」を中心に県道236号線（パープルライン）からの迂回案内など様々な対策が実施されておりますが、観光ハイシーズンの抜本的な交通渋滞解消には至っていないのが現状であります。

上記に伴い、筑波山シャトルバスの運行に大幅な遅延が発生し観光目的が達成できない恐れがあるため、今年度もゴールデンウィーク及び紅葉シーズンについては、企画乗車券（筑波山きっぷ・筑波山あるキップ）の発売を一部の期間中止しております。

過去の統計から、つくばセンター～筑波山神社入口の通常所要時間約40分弱は、観光ハイシーズンであっても、最大1時間30分程度であることから、筑波山シャトルバスの一部の便については、現行のつつじヶ丘発着ではなく筑波山神

社入口発着にて運行することにより、筑波山シャトルバスの遅れを抑止でき企画乗車券の発売中止を解除できるとともに、お客様の快適性と利便性向上に資することができるものと考えております。

この施策を実施するためには、バスの転回場所が必要になりますが、現在のバス停付近では転回が困難なため、「市営筑波山第 3 駐車場」を利用して折り返し運行しスムーズなバス運行を図るための、転回用スペースの確保を強く要望いたします。

## (2) パークアンドバスライドについて

第 3 次つくば市観光基本計画で「筑波山の交通渋滞を緩和するため、環境に優しい公共交通の利用を促進」や「観光ハイシーズンにおける筑波山周辺駐車場の整備等の検討など、物理的な渋滞緩和の対策の検討」と記載されております。

また、茨城県による観光シーズンにおける筑波山周辺の渋滞対策として 2016 年度（平成 28 年度）に県の臨時駐車場（風返し峠）を活用しパークアンドバスライドの社会実験を

実施しました。この社会実験の結果として、渋滞区間である筑波山神社からつつじヶ丘駐車場までの所要時間が約 1 時間短縮し、渋滞が緩和されております。さらにパークアンドバスライドを利用された方を対象にしたアンケートでは、約 88%の利用者が「利用してとても良かった」または「利用して良かった」と回答しています。

その後、2022 年度（令和 4 年度）までパークアンドバスライドを実施しておりますが、現在は実施しておりません。

今後も茨城県や観光事業者との連携による、観光ハイシーズンにおける筑波山の渋滞緩和として有効なパークアンドバスライドの再実施を強く要望いたします。

また、貴市で筑波山麓（池田地区）に計画しております、「道の駅」からのパークアンドバスライドの検討もお願い申し上げます。

### （3）登山道混雑の緩和について

近年では登山需要の高まり等に伴う観光客の増加により、登山道の混雑も顕在化しています。

関係機関での登山道混雑緩和対策として、女体山山頂に一方方向から向かうようチェーンと看板を設置し順路設定の実施や女体山山頂付近及び登山道中の混雑箇所には注意看板を設置しておりますが、抜本的な混雑の改善には至っておりません。

貴市においては、現在、女体山山頂付近の迂回路整備（おたつ石コース）を茨城県に要望中とお伺いしておりますが、引き続き県と連携を強化し迂回路整備実現に向けた取り組みを強く要望いたします。

2026年3月6日

関東鉄道株式会社

代表取締役社長



筑波観光鉄道株式会社

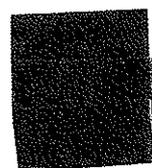
代表取締役社長



首都圏新都市鉄道株式会社

代表取締役社長





○陳情者所在地

- ・ 関東鉄道株式会社 茨城県土浦市
- ・ 筑波観光鉄道株式会社 茨城県つくば市
- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社 東京都千代田区



陳情 7 第 24 号

2026 年 3 月 11 日

つくば市議会議長 宛て

イラン情勢に関するエネルギー安定供給と外交的解決を求める意見書の提出  
に関する陳情書

陳情者	住所	茨城県つくば市
	氏名	
	連絡先	

○陳情趣旨

2026 年 2 月 28 日に始まった米国・イスラエルによるイランへの軍事攻撃と、その後の情勢悪化を受け、以下の内容を国および茨城県に求める意見書を、つくば市議会として提出していただきますよう陳情いたします。

○陳情事項

- 1 エネルギーの安定供給確保に向けた国の緊急対策を求めること
- 2 軍事的エスカレーションを抑制するための外交的解決（停戦の呼びかけ・仲介努力・国連を通じた対話促進）を、日本政府が積極的に推進することを求めること

日本は原油の約 9 割を中東に依存しており、ホルムズ海峡の緊張が長引くほど、ガソリン・電気・食料品など市民生活への影響は深刻になります。研究機関・大学・企

業が集積するつくば市においても、エネルギーコストの上昇は研究活動・事業経営・市民の日常生活に直結する問題です。

こうした地元への影響を踏まえ、市議会が国・県に対して意見書を提出することは、市民の声を政策に届ける重要な手段であると考えます。

なお、XXXXXXXXXX外務副大臣（茨城6区）にも同内容の意見を送付しております。何卒ご検討のほど、よろしくお願いいたします。



陳情 第 25 号

令和8年3月13日

つくば市議会議長 殿

生活保護問題を端緒とするつくば市役所の組織的問題の真相究明のため

### 第三者委員会を求める陳情

陳情者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

#### 陳情事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. 或いは、同じく完全解決のための第三者委員会設置の是非を市民に問うインターネット投票の実施を要求します。

#### 陳情に至る背景

別紙の請願訂正をつくば市議会へ提出したところ、受理すらしてもらえないため、今回陳情という形にしました。

令和8年3月5日に開かれた請願審査特別委員会では、市福祉部作成の報告書にはなかった数多くの事実がまたもや新たに発覚しました。さらに委員と市執行部の質疑応答を通して、市に未だ隠蔽体質が強く残っていることもより鮮明になりました。

既に公表されている、一番重大な県監査への虚偽ですら、市報告書も今も「管理職から虚偽の回答を指示していたと考えられる」としか説明ができない状態で、これでは職員の懲戒処分をするにしても、誰に対して／どの程度必要か、何も判断ができません。最後まで「馴れ合い」のままでいいのでしょうか。

委員会での議論の詳しい検証は次回請願に譲るとして、これだけの重大な問題を風化させてはいけないという一心を、まずは陳情に託します。

また、請願ではなく陳情としたのは、請願訂正願では削除した陳情事項2のインターネット投票の議論をあえて残したかったためでもあります。もちろん、請願として委員会で議論されるには、検討が不十分だった内容かもしれません。そもそも、そのせいで請願趣旨に賛同してくれた委員の票を失ってしまったことは本末転倒で、深く反省しています。

しかし私にはインターネット投票の在り方についても議論してほしい、との気持ちもありました。正直市長の退職金しか目玉企画がなくそれ以外は大きな話題になっているとは言い難い制度。市の職員としても人事課及び政策イノベーション部から非常に積極的な投票呼びかけがあったのは、市長退職金のときだけでした。(つくば市在住ではない私は寂しかった。仲間外れ。)

以上から、仮に「第三者委員会の是非」がインターネット投票の題材にふさわしくないとしたら、その基準をどこにあるのか、そして何なら相応しいのか、を別途議論してほしい、と考えました。よって、陳情では残します。継続して意味ある制度利用ができるよう別途検討をお願いします。

しかしながら、繰り返しですが、本題は「第三者委員会の設置のお願い」です。専門家に任せることの何がマズイのでしょうか。本当に「全て改善している」なら、何も怖がることはないはずです。(もちろん「全て改善して」いないから、委員会でもあれだけ新たに事実が出てくるんですけど。)  
「市に問題があった。専門家に検証してほしい」、これのどこがおかしいですか。どうか市民のため、市民の法的・心理的安心感のために、第三者委員会での検証を心より陳情いたします。

## 今後について

別紙の請願訂正願が認められたら<sup>1</sup>本陳情を取り下げることの検討を加速します。基本的には同じ内容です。

そして、2月会期で第三者委員会の設置が請願／陳情／議員提案／市長の改心のいずれかで決定された場合を除き、次回議会までに請願を提出します<sup>2</sup>。

第三者委員会による検証もある程度の期間がかかるであろうことを考えれば、少しでも早い決定の方が、私も皆様も市民も、嬉しいはずです。長期化は誰の益にもなりません故。

<sup>1</sup> 誤解のないよう念のため注釈を付けておくが、「請願訂正願の受理」と「請願訂正の容認」は当然ながら別問題である。

前者は形式的問題、後者は実質的問題である。前者については私もつくば市の関係法令を調べたが、その受理を拒む根拠を見つけることはできなかった。ちなみに、他自治体で言えば、訂正願のできる時期等について明確に示している例もあり、つくば市もぜひ今後の参考にしてほしいとは思いますが、少なくとも、黒塗り／訂正願の時期／請願の連絡方法等の基準が示せない今は受理するしかないと思う。その場限りで恣意的な運用は、一見難解なオブラートに包んだだけのイジメの別名である。

後者については、議会或いは委員会の議論と判断を待ちたいと思う。

いずれにせよ現市政は「新奇歓迎」を掲げているはずだ。前例がないなら作るくらいの気概で、どうか歓迎してほしい。

<sup>2</sup> 訂正願では触れなかったが、請願審査特別委員会の日程決定過程も別途議論される必要があるかもしれない。以下の2例を挙げる；

【令和7年6月24日(請願6第9号が不採択とされたとき)】

つくば市議会HPの日程で最初確認できたのは、同月18日。その前日17日は市長定例会見だった。会見で市福祉部報告書公表の時期を問われ、福祉部は「6月中にはお出しできるように準備を進めています、日にちは未定」と回答している。さらに「議会に報告するのか」とも問われ、「市民に対してプレスリリースでも」も回答している。

そして同月23日市福祉部報告書のPRと記者会見が行われたわけだが、実はこの予定は同月8日の時点で入っていたことがわかっている。そもそも市が9か月以上もかけて用意した報告書のPRがわずか4営業日前に未定ということがあるだろうか。虚偽というより、故意に隠したと考える方が自然かもしれない。

そして会見で未定と回答した翌日18日に委員会の予定(24日)が入った。そして市は委員会の前日に報告書をPRした。

「23日PR→24日報告書で全て改善として請願は不採択」という、ある種の「台本」があった可能性はないだろうか。

さらに、委員会の一部会派委員にはPRより前に報告書が配布済みだったとする情報もある。

それで果たして、公平・公正な議会と言えるだろうか。市議会の品位を損ねる、強引なやり方ではないだろうか。

【令和8年3月5日(直近回)】

つくば市議会HPで最初に公表された日程は2月25日だった(17日確認)。しかしその後その予定は削除され(19日確認)、新たに決定した日程が3月5日だった。

議会局より紹介議員を通じて説明があったのは、「請願7第6号が出たため」とのことであったが、同請願提出は10日であり、その後の17日に既に決まった日程を、19日に取り消す理由にはなりえないはずだ。(強引も程度を過ぎれば支離滅裂だ。)

では、何が日程変更の「本当の」理由だろうか。2月19日は私が訂正願を出した日である。その中で主たる主張は「500件超の誤支給が公定力のみによって支えられていて、つくば市も茨城県も市民に対して説明責任を果たしていないこと」であった。

3月5日委員会の録画を見ると、「先日3月2日に県が来庁して協議した結果(中略)選って是正する処理は行わないことを茨城県と協議して福祉事務所として判断し、県からも了承を得ています」との答弁が確認できる。これは「2日県と協議→5日県了承済みを理由として請願は不採択」という、6月と同じ「台本」の焼き増しのように思えるが、いかがだろうか。

【まとめ】

私はそれらを「卑怯だ!」と負け犬の遠吠えをするつもりもなければ、残念ながらそこまでナイーブにもできていない。確かに、「そうくるかー」とは思うし、「また同じかよ」とも思う。私は構わない。また請願を出せばいい。(おかげさまでと言うべきか、今回の質疑応答は第三者委員会の必要性を強く証明するものとなった。だからこそ余計に議論と結論の乖離が「台本」を疑わせた。)

それよりこんな不公正な方法を繰り返す委員会運営に心底不安になる。これがつくば市議会の品位なのだと思いたくはない。議会の品位が髪型で判断される時代ではもうないのだとしても、わざわざ議会の歴史を紐解かずとも、その品位は市民のために真摯に議論する姿勢のみ、絶え間ぬ努力によって、維持されていくものではないか。「民主主義の学校」とも呼ばれる地方議会だが、中身が学芸会の延長では市民は困る。どうかガチな議論を。

(別紙)※紹介議員欄だけは、誤解を避けるためと、どうせ黒塗りされるため、先に伏せてある。

令和8年3月9日

つくば市議会議長 殿

請願者住所 茨城県牛久市

請願者氏名

紹介議員 ○○ ○

請願書の訂正願

令和7年12月17日に提出した下記の請願書については、訂正したいので許可願います。

記

- 1 請願番号 請願7第5号
- 2 受理年月日 令和7年12月17日
- 3 件名 福祉部の生活保護不正を端緒とする  
つくば市役所の問題の完全解決を求める請願書
- 4 付託委員会 請願審査特別委員会
- 5 理由 第三者委員会の設置は必要と考えるため
- 6 訂正箇所 別添のとおり

以上

【別添】(訂正箇所)

<訂正前>

B. 請願事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. 市議会として第三者委員会が実現しない場合は、同じく完全解決のための第三者委員会設置の是非を市民に問うインターネット投票の実施を要求します。

<訂正後>

B. 請願事項

1. 未解決の問題点の完全解決に向けた、真相究明のための第三者委員会設置を要求します。
2. (削除)

(補足)

請願審査特別委員会での議論、ありがとうございます。最初の請願から数えて通算6回目になります。

ちなみに、同じく生活保護問題を抱える徳島市では、令和7年3月に百条委員会が設置され、令和8年2月までの11か月間で16回開催されたそうです。翻って通年議会のつくば市議会では1年半で6回。この温度差は寂しく感じますが、それもきっと私の力不足故、反省いたします。

それより悲しいことは、議論が問題の本質から遠いところで行われている、という点です。

最初の請願(請願6第5号)では、確かに、市議会の百条委員会も要望いたしました。それ故、最初の4回<sup>1</sup>は、「簡易百条委員会」とでも呼べるような内容となっていたことも理解できました。

しかし、前回3度目請願と今回請願では第三者委員会の設置が請願事項であり、百条委員会は含めていません。ですので、以前と同じように事実の確認<sup>2</sup>といった議論ばかりに終始されて、その結果本題が蔑ろにされている現状に強い違和感を覚えると共に、本題の議論をしないままに結論を出されようとしていることに強く抗議いたします。

請願の本題は非常にシンプルです、「市が不正を行った。だから専門家に検証してほしい」。

ではなぜ市の自己調査・検証ではダメなのか。それは、つくば市には今も組織的隠蔽体質が残っているから、です。ここに向き合った議論もまだ十分にありません。

そしてシンプル過ぎるほどの本題にもまだ向き合っていない。民意の代表者である議員の皆様ぜひお尋ねしたい、「仮に同じ結果になるとしても専門家による検証の方が市民の安心感は段違いではないですか。第三者検証の方が市政への信頼回復ができませんか。」 私はいつも市民目線です。反対するにしても、挙手だけでなくきちんと議論・説明してください。

<sup>1</sup> 令和6年9月13日。同年12月18日。令和7年3月17日。同年6月24日。

<sup>2</sup> 「令和7年6月23日公表のつくば市福祉部作成の報告書で全て改善している」が市のスタンスなわけですから、それ以降に事実のレベルで議論しているということが既に市報告書は不十分である何よりの証拠です。そして、それは第三者委員会が必要である論理的証拠と同意です。

少し脱線してしまうかもしれませんが、紹介議員に請願内容の真偽を確認するよう求めるような質疑は、実にいただけません。請願の紹介議員の在り方を十分に理解されていないだけでなく、そもそも請願の真偽確認は審議する委員という立場の責任で行うべきことであって、責任転嫁も甚だしいかと。請願を紹介していただいた身として抗議させていただきます。なお「真偽を確認したくなるほど」の内容であったとご認識いただけたことには感謝しますし、そのご認識は必然、第三者委員会の必要性を認めているものと言えるでしょう。ありがとうございます。あなたの質問はぜひ第三者委員会(専門家)に任せましょう。

(またこれは誠に申し上げにくいのですが、私が「百条委員会を求めなくなった」理由について察していただけますと幸甚です。4回の議論を拜見して、やはり専門家に任せなければとの思いを強くしました。)

つくば市の隠蔽体質とは何か。問題を明らかにするのではなく、隠すインセンティブの方が強く働く組織的・構造的問題とは何か。もし今回の訂正願が認められなかったときは、次の請願で再度丁寧に詳しく説明させていただきます。

ここではわかりやすい例をひとつ挙げます。前回請願でも触れた、カラ訪問事件です。

平成30年8月3日にプレスリリースされ公となった、いわゆるカラ訪問事件は実際には訪問をしていないのに、訪問したと記録を偽造していた問題です。当時ケースワーカーは11人。そのうちの6人・計8ケースで訪問記録の偽造が行われました。長いものでは2年間に及びました。

市は同PRにおいて再発防止策として「研修の実施」と「公用車走行距離の報告書への記載」を発表。前者の実態は不明ですが、後者については昨年9月25日委員会で、PR後早々からその実態がなかったことが明らかになっています。なお、この事件で職員処分の公表ありません。

そして、その翌年、平成31年(令和元年)度から以後5年間、管理職の指示の下で、県監査への虚偽報告が始まり、何年も繰り返してきたことは市報告書にも記載のあるとおりです。

つまり、公文書(=訪問記録)偽造という重大事案を複数年度繰り返してきたにも関わらず、当ても虚偽公文書作成罪等の検討すらもされず<sup>3</sup>、職員の懲戒処分もなかった。そのことが次は管理職の指示の下組織的により大きな県監査への虚偽につながっていった、という時系列が見て取れます<sup>4</sup>。再発を防止するはずが、なぜかより重大な事案へ悪化してしまったわけです。

さらにカラ訪問発覚当時に他の業務まで全て点検を行っていたら、それ以前から続いていた障害者加算の誤認定、国庫負担金過少請求等の問題も早期発見できていた可能性は高かったはずですが、市の自主的報告(PR)だけを信じたことで、他の数多の問題が10年も放置されるという重大な結果につながった。我々人類は常に歴史に学ばなければなりません。

市報告書は全ての問題を網羅できていない。それは前回請願の委員会で私の指摘した事項が悉く事実と認定され、今回の「新たな500件<sup>5</sup>」も認められたことから明白です。しかし私も全てを把握できているわけでもありません<sup>6</sup>。「市執行部 VS 請願者(どちらがより正しい)」ではないのです。ただ市は「全て改善してる」と昔と同じ主張のまま。だから私は第三者に委ねたい。

<sup>3</sup> 平成30年9月13日11:10頃「ネットニュースでカラ訪問事件を見た」という市民からの問い合わせがあった記録も残っています。その電話の中で、再発防止策に効果がないのでは、という点を含む、重要な指摘を複数受けていて、「今回の件は、刑法第156条(虚偽公文書作成)に違反しなのか。(原文ママ)」、「私は告発します」ともあります。当時の福祉部は、どのような検討をし、この市民になんと回答したのでしょうか。

(刑事)告発が指摘されながら対応しなかったことも非常に深い問題です。その可能性を認識しながら対応していない(※)。その体質も現在まで変わっていない。組織の危機管理上、非常に由々しき事態です。

(※この点は残念ながら、市議会も現時点までは同様です。これだけの問題を認識しておきながら、第三者委員会を拒否し続けている。

(これは私の請願の採択・不採択の話ではありません。繰り返し申し上げているように、私は一介の一般職公務員故、私自身のクレジットは求めていません。前回請願で「公益通報外部相談窓口」を提案させていただき、請願は残念ながら不採択でしたが、その後請願に反対されてしまった議員の方々が同じことを議員提案されてしまいました。でも(道義的・倫理的な話とはかく)、私は結果という実を選びました。(おかげさまでつくば市役所に勤めてから手柄を横取りされることには慣れました。)

(それは第三者委員会も同じです。「不遜な請願は不採択→でも第三者委員会は設置」、これで結構です。どなたにクレジットを取っていただいても構いません。大切なのは、こちらも繰り返しですが、市民のための第三者委員会です。今市議会も問題を十分に認識したはずですが、知らないとは言わせない。どうか常識的な危機管理として理性的なご判断をお願いします。)

<sup>4</sup> 職員名簿、特に在籍期間入りのものと、一連の問題の時期を突合させてみると、より如実に事実として理解していただけるものと思います。

そして、残念ながら、これまでの委員会での議論を見るに、そこまでの(個人)情報を含む議論は不可能だと思いますので、その意味でも第三者委員会しかありません。「委員会での個人情報の限界」を理由に請願を否定することは、請願権に対する重大な侵害です(少なくとも請願でその議論を求めてない以上は)。私は市議会を否定するつもりも、非難しているつもりもありません。市に対する批判はしていますが、それは建設的な議論をするために他なりません。「市対話」するための請願です。

<sup>5</sup> これが「新たな」かどうかは全くもって論点ではありません。問題は、それを認識していたと主張するなら尚の事、なぜ市長へ報告をせず、報告書にも記載をしなかったか。その組織的隠蔽が問題なんです。私の請願を審査する(=第三者委員会の必要性を審査する)特別委員会において、本題ではないことでの議論にばかり、貴重な時間を使わないでいただきたい。

<sup>6</sup> 請願だけでなく行政文書開示請求も並行して行っています。新事実が判明すれば、適宜報告いたします。

そしてもちろん、「市議会 VS 請願者」でもありません。繰り返します、私はもう百条委員会は求めています。今は専門家による第三者委員会を求めています。

どうか請願の本題に立ち返って、向き合って、審議をお願いいたします<sup>7</sup>。

なお、この訂正は、私なりに市請願条例等を確認した上で、お願いしていますが、もし何らかの事情で、訂正や継続審議が拒否された場合は改めて再度請願を提出する所存です。行政文書開示請求も行っている最中ですし、更なる開示請求も検討を加速中のため、また新たな事実を皆さまにはお伝えできることと思います<sup>8</sup>。ですが、同じ市民のために働く同志としてお願いです、ここで訂正を認め、継続審議していただき、一日も早く市民に安心を届けられることを期待してやみません。

<sup>7</sup> 「つくば市データ分析プラットフォーム(住民の声見える化)(プロトタイプ)」をご存知ですか。市と [redacted] との共同事業のようですが、その中で市議会議事録も AI で分析されています。

「令和6年度」「特別委員会」を選択すると、「まちづくり・事業者(26)」が最大で、次が「市政(24)」,そして「暮らし・手続き(13)」、「子育て・教育(2)」と続きます。令和6年度の特別委員会は、請願審査特別委員会はまとめて1とし(開催は4回)、全部で5委員会あり開催は計10回(請願含む)です。

次に「市政(24)」を選択すると、「公益通報と労務管理の問題」が一番大きく、次に「情報の不明確さ」、「その他」と続きます。

続けて「公益通報と労務管理の問題」を選択すると、16項目表示されます。「イベント出展における高圧的な態度の訴え」を除く15項目が請願審査特別委員会関連であると思慮され、大きい順に「未払い手当の支給遅延」、「公益通報に関する事実認定の進め方」、「公益通報の処理の遅延と労働環境の改善不足」等が並びます。

不思議なことは、15項目のうち「公益通報」に関するものが8項目と一番多く、「未払い手当」関係が2項目、生活保護に関係するのは「ケースワーカーが暴行を受ける事件が発生」の1項目のみ、ということです。そして「第三者委員会」のワードは一度も出てきていません。

つまり、AIによる分析でも、請願の本題が議論されていないことが証明されていることになります。

<sup>8</sup> 今振り返ってみると、令和6年5月に未払い手当問題だけで処分を決めた市長の判断も時期尚早だったのではないかと、という疑問も浮かびます。そこで処分の天井を設定してしまったこと(※)が、その後の報告書作成に与えた影響も少なからずあるはず。下からの「報告をしない」問題だけではなく、上からの「報告をさせない」問題もあるのではないかと、いろいろ考えます。(※令和7年6月の市長定例会見で追加の処分を聞かれ、市長は否定しています。そこでは未払い手当問題と生活保護問題が「同じ方向の問題だから」という理論が用いられていますが、その真偽・妥当性も次回請願では検討課題となるでしょう。)

次回請願は、生活保護問題に限定せず、より市役所の組織論的な問題を明確にできるように検討しています。